

最低賃金引上げに向けて 業務改善に取り組む中小企業事業主の皆さまへ

ワ ン ・ ス ト ッ プ 相 談 窓 口

最低賃金総合相談支援センター

経営と労務管理の専門家による相談
セミナーの開催(参加費無料)
専門家による個別課題の分析・検討
中小企業最低賃金引上げ支援対策費(業務改善助成金)に関する相談

無料で相談できます!

連絡は下記まで☎

中小企業最低賃金引上げ支援対策費(業務改善助成金)のご案内

支給の要件

賃金改善計画(事業場内最低賃金を40円/時間以上引上げ)及び業務改善計画(作業効率、経費削減などが認められる改善計画)の策定
支給例: パソコン等の導入、業務用車両等の購入、LED照明への改修等

支給額

業務改善の経費の2分の1

{ 10万円以上で下限5万円、
200万円以上で上限100万円を支給します }

対象事業主

長崎県内に事業場があり、事業場内最低賃金の時間額が800円未満の労働者を使用している中小企業事業主

上記に関してのお問い合わせ・申請先

長崎県最低賃金総合相談支援センター

長崎県社会保険労務士会
長崎市桶屋町50-1 杉本ビル3階B ☎: 095-821-4454

詳細は長崎労働局
HP **助成金** で検索

出張相談

佐世保地区 黒木社会保険労務士事務所 「毎月第2・4月曜日」
佐世保市木場田町3-31-201 ☎: 0956-25-6225
諫早地区 社会保険労務士事務所 オフィスモリ 「毎月第2・4木曜日」
諫早市宇都町26-21 ☎: 0957-24-3238
島原地区 横尾社会保険労務士事務所 「毎月第2水曜日」
島原市原町甲226-1 ☎: 0957-64-2897

長崎労働局労働基準部賃金室

☎: 095-801-0033
〒850-0033 長崎県長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル6階
<http://nagasaki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>